在宅介護福祉サービスの維持対策について

【桂藤議長】

休憩前に引き続き会議を再開します。次の質問に移ります。
岡野茂議員。
【岡野茂議員】

議席番号6番、岡野茂でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2項目、在宅介護福祉サービスの維持対策について、介護福祉タクシーの運行維持対策について、追加質問も含めて質問をさせていただきます。

在宅福祉サービスの維持対策について

まずは在宅福祉サービスの維持対策についてでございます。
現在庄原市では、最後まで住み慣れた地域で住み続けたい人たちを支える訪問系介護福祉事業所が苦境に陥っています。基本報酬の引き下げ、物価高騰、人件費の引き上げで本市の事業所においても深刻な人手不足の中で、一層不安定さが増し、事業の存続が危ぶまれています。
経営難を理由に在宅介護、訪問、通所、居宅でございますが、サービス事業を廃止、休業する事業所が増え、県内においても訪問介護事業所がなくなった自治体もあります。多くの高齢者はいつまでも我が家で暮らしたいと望まれており、在宅介護サービスは我が家での暮らしを支える大切なサービスだと考えています。

現在策定中の第3期庄原市長期総合計画では、安心な暮らしが充実し、庄原に関わる人の未来がつながっていくまちを将来像として掲げられていますが、このままの状況が続くと、介護保険制度はあっても在宅サービスが利用できないという事態に陥り、安心な暮らしの充実どころか、不安な状況が現実になるのではないかと大変危惧をしています。

(1)でございます。市長は介護保険制度の適正な運営やあり方についてどのような展望を持たれておられるのか、所見を伺います。以下につきましては質問席から質問させていただきます。

【桂藤議長】

答弁。市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。
介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え、将来にわたり安心して老後を暮らせるための重要な社会保障制度でございます。令和2年の国勢調査をもとに国立社会保障人口問題研究所が推計したところによりますと、本市の65歳以上の高齢者人口は総数では減少する一方で、介護需要が高い85歳以上の人口は今後約15年間高止まりのまま推移すると見込まれております。
介護給付費の推計につきましては、施設サービスは横ばいで推移する一方、在宅サービスは緩やかに減少していくと見込んでおり、需要の変化に応じた必要なサービス量の確保が必要であると考

えております。

制度の適正な運営に向けては、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者数や介護給付費の動向を見込む中で、適正な介護保険料を設定し、効率的かつ安定的な財政運営に努めているところでございます。また、サービスの質を確保するため、事業者の指定基準の順守や適切な指導監督を行うとともに、地域包括支援センターを中心に地域住民や関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進してまいります。以上です。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

介護保険制度はやはりサービスを提供してくださる事業所が、庄原市にあるからこそ成り立っていると思います。需要に対して適切なサービスが供給できるからこそ、介護保険制度が適正に運営され、安心してサービスが受けられる仕組みが維持されていると思っております。

こうした事業所をやはり守らなければいけないと強く感じています。東京商エリサーチが介護事業所を対象として、令和6年に実施した調査によりますと、全国の介護事業者の倒産件数割合は、前年対比36.6%増の195件で、そのうち介護報酬の改定により基本報酬が下がったことが原因と答えた訪問介護事業所は86件と半数を占めております。また、令和7年、今年の1月から11月までの訪問介護事業所の倒産は85件となっております。3年連続の過去最高となっています。

県内では同じく令和7年、今年の3月に広島県訪問介護事業所連絡協議会が、介護事業所を対象として実施したアンケートによりますと、経営状況が赤字と回答した事業所が約7割。そのうち基本報酬の引き下げが原因と答えた事業所が約4割。人件費の高騰が約2割となっております。庄原市の訪問介護事業所においても非常に厳しい状況となっているのが現実でございます。

(2)に移ります。本市は市域が広く、住宅が密集している都市と比べ、山間地、中山間地域という条件不利地であることから、1日に訪問できる件数は距離的、時間的に制約され限界があります。特に訪問系の事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所は非常に厳しい経営を強いられています。

このため市として、健全な介護保険制度を維持させていくためにも、緊急的な措置として次の介護報酬改定までの当分の間、今年度は4月に遡り、各事業所を支える本市独自の経営支援策を講じる時だと考えますが、市長の所見を伺います。

【桂藤議長】

答弁。市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。

物価高騰や人材不足など介護サービスの事業所を取り巻く状況は、本市に限らず全国的な課題であると認識しております。とりわけ広大な市域の中に集落が点在する本市のような中山間地域の事業所は、訪問や送迎の際に長距離の移動が必要となるため、採算性が低い状況にあります。
このような中、令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が減額されました。この減額改定に関しましては、本市も参加する全国市長会において、実態に即した抜本的な見直しなどの措置を講じるよう国に要請しております。全国知事会や全国町村会からも同様の要請がなされております。

こうした地方の声が受け止められ、本年5月、国は中山間地域等における小規模事業所加算の要件緩和を図ることで、加算の算定対象となり得る範囲を拡大したところでございます。加えて、先般11月22日に閣議決定がされた経済対策において、介護サービス事業所に対して、令和8年度の介護報酬改定を待たずに、緊急的対応として支援する方向性が示されており、今後の国の動向を注視する必要があると考えております。

介護保険制度は国が制度設計を行い、運営基準や介護報酬基準を定めていることから、介護サービス事業所の安定的な経営環境の確保は、国の責任において主導的に取り組むべきものであると考えております。今後も全国市長会要望など様々な機会を通じ、国に対して介護サービスの持続性や地域性を考慮した介護報酬とすることや、介護職員の処遇改善にかかる財源の確保について、引き続き要望するなど、地域に必要な介護サービスの維持、確保のための取り組みに努めてまいります。以上です。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

国の方も訪問看護の基本介護報酬の引き下げの影響による事業所の廃止、倒産を防ぐため、令和9年度介護報酬改定の時期を待たず、中途で介護報酬を見直す動きも出ております。

ご承知の通り、介護事業の経営は価格転嫁ができません。庄原市としても早急に経営支援策を講じるべきだと思います。特に経営支援策が必要なのは、1日の訪問件数に限度のある訪問系の事業所、訪問介護事業所、それと居宅介護支援事業所というふうに考えております。

こうした訪問系の事業所を対象として、現在行っておられます振興山村指定地域に所在している事業所に加算をされている特別地域加算15%を、地理的、時間的条件を考慮して、指定をされていない地域にある全ての事業所に対しても加算する支援が効果的で、事務的にも効率的な支援と考えますが、市長の見解を伺います。

【桂藤議長】

答弁。高齢者福祉課長。

【高齢者福祉課長】

ご質問にお答えいたします。
ご提案の特別地域加算の地域外の事業所に同様の加算をということでございますが、この対象外地域外の事業所の中には、市長答弁にもありました中山間地域等における小規模事業所加算、こちらが今年度要件緩和されたことによりまして、こちらの加算を取得できた事業所もございます。
このように事業所によって状況が異なりますので、一律的な補助制度とすることには慎重にならざるを得ないと考えております。大前提としましては、市長答弁の通りに、国が介護報酬を決定しているということでありますので、事業所の経営安定につきましても国が責任を持って取り組むべきと考えておりまして、本市としましてはその本市の現場の状況でありますとか課題というものをしっかり国へ訴え続けること、これが第一だと考えております。

市長会を通じた要望だけではなく、全国で同じ問題を抱える自治体が共同で提案できるような機会もございまして、今年度本市もこの訪問介護の状況、課題については共同提案をしたところでございます。そういった様々な機会を捉え、今後もしっかり国に要望していくこと、そういったことをしっかり取り組んでまいりたいと思います。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

中山間地域、あるいは山間地域という条件不利地を考慮した経営支援についてですね、現場の声をしっかり確認をしていただいて、小規模の加算があったということでございますが、経営状況を調べていただいてですね、状況を把握していただけばと思います。

総合事業への支援について

次に介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントについても、要介護者が利用する介護予防サービスと同程度のコストがかかっているのが現実です。

このため、総合サービスについても同様に指定事業を対象として、特別地域加算15%の支援が必要と提案をします。市長の見解を伺います。

【桂藤議長】

答弁。高齢者福祉課長。

【高齢者福祉課長】

ご質問にお答えいたします。
総合事業についてですが、要支援の方などを対象としまして、特定のサービスや事業など、市が事業主体となって行うものでございますが、その単価といいますか価格については、国が平均的な費用を基準とした単価を定めていることから、要介護の方が利用する介護保険サービスと単価の違いがあるということは実際なところでございます。

事業所が要するコストというのは把握することはできませんが、実態として多くの事業所が介護保険のサービスと合わせて事業展開されているということは伺っております。こうしたこともありまして、本市参加する全国市長会においても、この総合事業については課題意識がありまして、国への要請として財政措置の充実など要望しているところでございます。

ご提案のご質問の本日独自の支援についてですが、先ほどの答弁と同様にはなりますが、事業所による状況が違いますので、一律的な補助制度とするということは慎重にならざるを得ないと考えております。本市独自の支援ではありませんが、国の経済対策による支援など、国、県の動きはしっかり注視しながら、必要に応じて本市も速やかに事業所へ周知ができるように努めていきたいと思っております。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

このサービスについては市町村の任意事業ということになっております。単価を見るのにですね、私は安いというふうに思ってます。国が標準的な単価を示しているということですけど、回数についても曖昧で、1回から3回程度というような決め方がされてますので、やはりここは市町村独自で単価の改正とかですね、支援策が必要ではないかなというふうに考えております。

私はやはり市が一時的に、次の介護報酬がなされるまで、つなぎとしてですね、経営支援が必要だというふうに思っております。その財源としてですね、例えば令和6年度介護保険特別会計の介護給付準備基金、6億1,738万5,000円ございますが、これを取り崩してですね、活用することができないか考えます。また同じく令和7年度に想定される繰越金をですね、活用することはできないか伺います。

【桂藤議長】

答弁。高齢者福祉課長。

【高齢者福祉課長】

ご質問にお答えいたします。
介護保険特別会計の成り立ちと言いますか、仕組みとしましては、被保険者から徴する保険料と公費、国・県・市費が財源となっておりまして、被保険者のための事業でありますとか、被保険者が利用される介護サービスの給付に要する費用を賄うというのがこの会計の展開の中身になっております。言わば被保険者のための会計ということになります。
またその上で、その基金でございますが、設置目的を介護保険財政の健全な運営に資するためとあります。こうした観点から言いますと、事業所へ直接の支援に基金や繰越金を充てるということは適当ではないと考えております。以上です。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

この基金は特別会計の運用に資するということですが、間接的に言えば被保険者のために使えるのではないかと思っていますが、結局サービスがなくなると被保険者の方がサービスを利用したい時に利用できないわけですね。事業所がなくなるとサービスが提供できないわけですから、やはりそういった点で事業所に対して支援が必要ではないかと思います。

例えば広島市の基金条例を見てみますと、処分については事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り処分ができるというふうに書いてあります。そうした財源に充てることはできないという見解に読めます。有効活用ができるような条例になればいいなという希望は持っております。

国も介護保険制度における介護サービスを担う介護事業所の運営に危機感を持っています。政府が掲げる強い経済を実現する総合経済対策補正予算が国会で今議論され、17日ぐらいに成立するという見込みとなっております。その総合経済対策に医療・介護支援パッケージというものが計上されています。介護福祉分野における事業メニューとしては、介護事業所のサービス継続支援事業、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善事業などが盛り込まれています。

また地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援に自由に使えるとされている重点支援地方交付金も拡充され、事業者の経済支援施策が明示されております。例として色々挙げられております。財源としての活用が本市も十分期待できるのではないかと考えております。

厚生労働省は医療・介護支援パッケージと重点支援地方交付金の両方を実施することは可能だということで、双方の事業枠組みを活用し、介護事業所や施設に対する支援を強力に実施するよう文書で通知をしております。安心な暮らしが充実し、庄原市に関わる未来につながっていくまちの実現のためにも、スピード感を持ってこの国の総合経済対策等を効果的に活用していただき、訪問系の事業所に対する基本報酬の加算をぜひ実現していただきたいと思いますが、見解を伺います。

【桂藤議長】

答弁。高齢者福祉課長。

【高齢者福祉課長】

ご質問にお答えいたします。
議員がおっしゃられていた経済対策でございますが、おっしゃる通り重点支援地方交付金のさらなる追加、また介護サービス事業所への支援パッケージなどが提示をされているところでございます。
まず重点支援地方交付金、こちらにつきましては各自治体が具体的な支援策は組み立てられるということでございますが、これまで令和4年度からこの重点支援というのが経済対策に盛り込まれておりまして、本市といたしましても物価高騰対策に資する支援ということで取り組みをしておりました。直近では今年初めですが、2月に補正予算成立後に速やかに手続きを進めまして、事業所への支援を3月までの期間で支援ができたということが直近ではございます。

このたびの閣議決定された今の補正で審議されている重点支援でございますが、具体的な内容は

自治体が検討するとは言え、大きな枠としましては国は介護サービス事業所の支援も物価高騰対策に資する取り組みということで大きな枠となっておりますので、こちらの趣旨に従った支援の内容というのを検討していきたいと考えております。

また介護サービス事業所への支援パッケージ、職員の賃上げでありますとか職場環境改善の取り組みなどに資するものとして盛り込まれておりますが、この支援パッケージにつきましては国が示す支援メニューがありまして、またそれの支援と県との連携も必要な支援でもあり、自治体独自のメニューということではございませんが、ただその支援の内容はしっかり訪問系の事業所などにも配慮したような支援となっているものでございます。

いずれにしましても、この国の補正予算成立後の動きや支援の内容についてはしっかり検討、調整をしていきながら、タイミングを逃さず、議員おっしゃられたスピーディーにということでございますが、速やかに事業所へ支援が行くように努めてまいりたいと考えております。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

パッケージについては具体的なメニューが示されていますし、県も絡んでくるということで、なかなか自由度がないというふうに認識しておりますけども、重点支援地方交付金につきましては、物価高騰等を支えるということではございますが、基本的には事業者の支援ということになっておりますので、いろいろ探っていただいて活用ができれば、ぜひ加算的なことも考えていただければと思います。

次に介護人材の確保について質問させていただきます。
本市においては訪問介護サービスを行うホームヘルパーの方の多くは51歳以上で、若い世代は少ないのが現状であります。合わせて居宅介護支援を行うケアマネジャーのなり手不足も顕在化しています。将来へ向けて福祉人材確保の対策が急務と考えますが、所見を伺います。
【桂藤議長】

答弁。市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、介護サービスの提供体制の維持、確保は重要な課題であり、提供するサービス量に見合った人材の確保が必要であると認識しております。
本市では現在、訪問介護に従事できる介護サポーターの養成や研修受講費等の補助、介護サービス事業所で一定期間就業した方への補助など、介護人材の確保、定着を図るための様々な取り組みを行っております。また事業者が行う経営改善やICT、介護ロボットの導入による業務効率化、職場環境の改善や離職防止に向けた取り組みを支援しております。

さらに市内介護サービス事業所が参画する庄原市介護人材確保等協議会による市内介護サービス

事業所に特化した就職面接会の開催や、外国人職員のためのコミュニケーション講座など、多様な事業も行っております。中でも就職面接会では、目的意識のある参加者と事業所が直接対話できる機会であり、実際に就業につながる実績も積み重ねており、事業所側も継続的な取り組みに積極的であります。

今後も様々な取り組みを継続するとともに、国や県の補助事業の活用など、より効果的な人材確保施策の展開に努めてまいります。以上です。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

やはり、どの産業も人材が不足しているという状況でございますが、介護保険制度というものはやっぱり守っていかなくてはいけない事業かなというふうに思います。福祉人材が不足している中で、本市の就業状況やそのための補助制度等の周知や啓発はどのようにされているのでしょうか。特に将来の職業選択の時期を迎える高校生に対するPRが必要と考えますが、所見を伺います。

広島県訪問介護連絡協議会が実施したアンケートによると、現在のホームヘルパーの平均年齢は、先ほど言いましたけども51歳以上が8割という数字になっています。40歳以下のホームヘルパーは非常に少ない状況になっています。今から取り組まないとホームヘルパーの高齢化とケアマネジャーのなり手不足が顕在化している現状を考えると、近い将来人材不足が深刻な状況になるということは明らかではないかと思います。

介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員の育成が急がれると思います。現在庄原市では、先ほどありましたけども、介護人材の質の向上と確保及び定着を図るために、庄原市介護職員研修受講費等補助金が令和3年4月1日から施行されています。しかし補助金の交付対象者は、市内に住所を有し、かつ市内の介護事業所等へ就業しているものとなっており、例えば市外から市内の事業所へ勤務されている方は補助の対象になりません。

市内に住所がなくても、市内の介護事業所へ勤務されていれば、私は対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。所見をお願いします。

【桂藤議長】

答弁。高齢者福祉課長。

【高齢者福祉課長】

ご質問にお答えいたします。
確かに市内に居住されている方という住所要件がございます。人材確保のためには住所要件を外すということはどうだろうかということでございますが、本市といたしましては人材確保もそうなんですが、それと合わせて人材の定着、つまり長く同じ場所でお勤めいただくということも重要と考えております。そうした意味で言いますと、本市に愛着を持って本市に住所を置いていただいている方、こち

らのほうの方に支援をすることによって、より長く本市内の事業所にお勤めいただける、またより長く本市にお住まいいただける、そうした角度から市内住所要件を設定させていただいているところでございます。
ただですね、この補助金のあり方というのは、本市も様々な補助金では、同じことをずっと続けるということではなく、一定の期間の中でしっかりそのあり方を検討すべきであるというのは本市でも取り組んでいるところでございます。この補助金につきましても、ある程度の期間の中では、環境の違いなど研究をしてまいりたいと考えております。

【桂藤議長】

岡野茂議員。

【岡野茂議員】

本市に愛着を持ってもらうのも大事なんですけども、立ち所に事業所の職員さんとして質の向上であったり、資格の取得というのが現場では必要なんではないかなというふうに私は認識しております。お隣の三次市は、住所を有していない市外の方でも、市内の事業所へ就業されれば補助の対象とされています。ぜひ本市も人材確保の観点で要綱を見直していただきたいなというふうに思います。

またこの補助金は事業所へ勤務しているものを対象としているため、これから福祉系の高校であるとか専門学校、大学等で学び、資格取得を目指す学生は対象となっていません。将来の介護福祉人材を確保するためには、こうした学校等で学ぶ学生の支援が必要と考えますが、見解を伺います。

【桂藤議長】

答弁。高齢者福祉課長。

【高齢者福祉課長】

ご質問にお答えいたします。
修学している学生さんとか、これから修学しようとする学生さんの支援ということでございますが、修学中の支援ということではないんですが、本市の介護人材確保に向けた補助制度の一つで、市内の介護サービス事業所に新たに就業いただいた方、その採用から1年を超えた際に、直接ご本人さんにこの補助金を交付するという制度がございます。
この補助制度では、学校を卒業してすぐに従事いただいた、いわゆる新卒雇用者の方に配慮した交付額の設定もしているところでございます。この補助制度、先ほども申しました協議会でパンフレットを作成しております。このパンフレットは市内の事業所の紹介でありますとか、実際に勤めていただいている方の声などを掲載したパンフレットでございますが、こちらのパンフレットを高校でありますとか介護系の専門学校、こちらのほうにしっかり配布をしてPRをしているところでございます。

また本市の補助制度で介護人材確保補助金がございますが、こちらのほうを事業所が職員募集の際には一つのアピールポイントとして活用いただいておりまして、そうした意味でも周知が図られてい

る部分もございます。

さらに若い方へのアプローチということで言いますと、庄原でイキイキ働く協議会が開催している就職ガイダンス、こちらの方がございますが、こちらで直接高校生にアピールできる機会がございまして、本市もこのガイダンスのほうに参加をし、高校生に直接アピールも行っているところでございます。

【議長】
岡野茂議員。
【岡野茂議員】
やはり高校の時期から積極的に、いろんな施策を充実したものをPRしながら、なおかつ庄原市に帰っていただいて働いてもらうという取り組みがこれから必要ではないかと私は思っております。こうした学生たちを支援するために提案をさせていただきますが、現在ある将来医療従事の仕事を希望する学生を対象とした、庄原市医療従事者育成奨学金貸付条例と制度があります。介護福祉の仕事を希望する学生をこの条例に新たに対象として、庄原市医療福祉介護従事者育成奨学金貸付条例、名前はどうでもいいんですが、と改めて、新たに社会福祉士と介護福祉士を加えて、社会福祉士は4年間で看護師と同等の貸付金額、また介護福祉士は2年間で准看護師と同等の貸付金額とするような制度になればいいかなと、PRもできるかなと考えております。

医療人材と同様に、福祉介護人材も本市にとっては必要な人材であります。高校生たちにしっかりとPRをして学校等に修学をして、資格取得後は本市に帰って働いてもらうということを積極的に奨励することが、定住施策にもつながると考えております。現在策定中の第3期庄原市長期総合計画に掲げる、市民の期待に応え将来を担う人的資源の育成というのを掲げられております。そういった観点からも私は重要と考えますが、所見を伺います。

【生活福祉部長】
ご質問にお答えいたします。
大前提として、議員おっしゃいますように介護人材、医療人材、どちらも本市にとって必要な人材であることは間違いございません。
そういった上でご質問にお答えいたしますが、まず医療従事者奨学金の設立の経緯を少しだけ触れさせていただきたいと思います。
合併の前後でございましたが、公的病院におきまして産科医療の休止、それからそれに立て続いての精神科医の退職、麻酔科医の退職と、実際に医療現場で危機感を持たざるを得ない状況というのが続いておりました。そういった中で、今後の地域医療のあり方の検討でございますとか、課題解決の取り組みが必要ということで、市の医師会、庄原赤十字病院、市が連携をいたしまして、庄原市の地域医療を考える会というのを設立をして、その中で具体的な取り組みが必要ということで一致し、制度として立ち上げたのが医療従事者の育成奨学金制度でございます。

この制度、非常に志される方にとっては有利な制度でございまして、制度開始以降、毎年10名程度の奨学生の方を決定をし、その方々を支援してまいりました。しかしながら近年、応募者が非常に減少しております。そういった状況がどういった変化によるものなのかというところの分析等も必要になっております。実際にその就職を志される方のそういう就業に対する意識の変化でありますとか、

居住環境に求めるものでありますとか、様々な要因があって、そういう応募者の減少等に結びついているのではないかというふうにも思っております。

そういった中で、介護の部分も今現行の制度に組み入れてもらってはどうかということでございますけれども、まずはその高齢者の人口でございますとか、介護サービスの需給の動向等を含めまして、関係者間で課題を共有する中で、しっかりとご意見を伺っていく必要があると思っております。先ほどの医療従事者の奨学金についても、様々な検証を行う時期にも来ているかなというふうにも考えております。

当面の対応といたしましては、県の社協、県社協が窓口となっております介護福祉士、それから社会福祉士に対する修学資金制度がございます。この制度は広島県、その中でも過疎地域で勤務しようとされる方については3年勤務されれば修学資金が返還免除となる非常に有利な制度でございまして、その制度に本市独自の介護人材の確保、補助金の制度を重ねてお知らせすることによりまして、そういう本市で介護を行っていきたいというような意識の醸成にも努めてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても最初に申し上げました通り、介護人材の確保というのは介護保険制度の運営の上では非常に不可欠な部分でございますので、今後も関係者と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

【岡野茂議員】
私は介護人材がいなくなるということに対して非常に危機感を持っております。第3期庄原市地域福祉計画というのがあります。その人口ピラミッドの変化を参考にするとですね、庄原市の人口ボリュームゾーンというのがありますが、団塊の世代が後期高齢者となるのが2025年、今なんですけども、ここから2040年までは非常にボリュームが多いんですよね。ということは、介護ニーズが高止まりをするというふうに思います。
そういう危機的な状況が来ると思うんですよ、介護人材がいなくなると。ということは、やっぱり若い人の時からしっかりセールスをして、庄原市に帰って働いてもらうということをご検討いただくということだったので、是非お願いしたいというふうに思います。それから介護人材の確保では経済連携協定というのがありまして、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国の人材活用促進策も、私は外国人の人材促進策も必要になるというふうに思います。

現在も事業所で働いて資格を取ろうと働いておられる方もおられます。これについては産業分野全体に、全般に関わって人材不足ということになっております。外国人の人がですね、やっぱり庄原市に愛着を持ってもらって、長く働いてもらうために、ということ、ただ労働力ということだけじゃなくてですね、働いてもらうという庄原市としての多文化共生のまちづくりが求められていると思います。この点については堀内議員が質問をしておりますので、ここでは深く触れませんが、必要になってくると私も強く感じております。

介護福祉タクシーの運行維持対策について

【岡野茂議員】
次の質問に移ります。介護福祉タクシーの運行維持対策についてでございます。
本市は車椅子を利用必要とする要介護者や障害者の通院、社会参加を促進するため、家族の方に福祉車両を貸し出す事業を令和7年7月から開始されています。本庁、東城支所、高野支所、各1台

の計3台が配置されていますが、運転手確保の難しさ等により利用が広がっていない状況と聞いております。
一方、一般乗用旅客自動車運送事業、福祉輸送限定でございます。ホームヘルパーが運転する自家用自動車有償運送許可、白ナンバーでございますが、受けて運行されている市内の社会福祉法人の介護タクシーは、透析患者や身体障害者、知的障害者、免許返納者の方々の専用タクシーとして利用されております。令和7年4月から現在まで156名の方が利用登録をされ、利用者のほとんどが医療機関への通院と病院間相互の転院移動などに利用されておりますが、毎年赤字経営ということで、経営環境が非常に悪化しております。加えてこのところの人件費等の高騰により厳しさが増しておりまして、困難な状況になりつつあります。

この介護タクシーは身体障害者の皆さんが安心して利用できる車椅子、ストレッチャー対応で、併せて介護職員初任者研修を終了したドライバーが移動の解除も行う唯一の公共交通だと認識をしております。障害者の皆さんが行きたい時に行きたい場所へ行ける大切なタクシーであることから、他の公共交通と同様に運行継続のための支援が必要と考えますが、市長の所見を伺います。

【八谷市長】
ご質問にお答えいたします。
議員ご質問の福祉輸送サービス限定の介護タクシーは、一般乗合乗用タクシーと同様に、一般乗用旅客自動車運送事業に位置づけられております。この介護タクシーは不特定多数での乗り合いを基本とする公共交通とは異なり、個々の利用者ニーズに沿った自由度の高い移動を可能とすることから、これまで本市におきましては国の経済対策を除き、運行経費に対する補助は行っておりません。
一方で現在実施しております路線バスや乗合タクシーなどの利用が困難な方を対象とする、タクシー利用助成券交付事業は、日常生活における移動の支援につながるとともに、介護タクシーの利用促進が図られているものと考えております。本市といたしましては、障害のある方や介護を要する方の社会参加のためには、介護タクシーは重要な役割を担う交通手段であると認識のもと、現在策定中の地域公共交通計画にも福祉輸送の視点を盛り込み、引き続き関係者の方々と連携し、調査検討に努めてまいります。

【岡野茂議員】
介護付きの福祉限定の車両ということで、私は重要というふうに思っておりますので、ご検討いただきたいと思いますが、ちなみに1日平均今14回程度利用されております。これがなくなったり縮小するとですね、交通手段がなくなる。市長が言われる、行きたい時に行きたい場所へ行ける交通ということに、ならないのではないかという気がしております。
そういう経営状況を考慮しますとですね、私は支援が必要というふうに思っておりまして、営業距離1キロあたりに対してですね、60円程度の助成ができればですね、運行継続が可能ではないかなというふうに考えております。こうした支援策を提案しますが、所見を伺いたいと思います。

【地域交通課長】
ご質問にお答えいたします。
議員より、先ほど市の支援策に対しまして具体的な提案をいただいたところでございます。市長答弁の繰り返しということにはなりますけれども、現在本市におきましては不特定多数での乗り合いを基本とします路線バスなどについて、その公共性を鑑みまして運行経費に対する補助を行い、市民の方や本市を訪れていただく方の移動を確保しているというようなところでございます。
一方で介護タクシーでございますとか一般タクシーにつきましては、公共交通機関というようなところ

ではございますけれども、その利用形態が先ほど答弁に参りましたように、個々のニーズに基づき自由度の高い移動を可能とするというところのものでございますので、補助を行っていないというようなところが現状でございます。

しかしながら、障害のある方、そして介護を要する方の移動を支えるということは重要というふうに考えておりますので、現行の地域公共交通計画にも福祉を目的とした輸送との連携を施策に掲げまして、タクシー利用助成券の交付などの事業支援を行っているところでありまして、ひいてはこうしたことがですね、介護タクシーの利用促進にもつながっているというようなところも考えているところでございます。

現在、第2期となります庄原市地域公共交通計画の策定作業を進めているところでございます。こうしたところの中で、引き続き福祉輸送の視点をこの第2期計画にも取り込みまして、多様な関係者と連携を図る中で多面的な調査や検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【岡野茂議員】
公共交通なのかの支援なのか、福祉施策としての支援なのかということがございますけども、例えば身体障害者の方のタクシー等の助成という、ま、個人に対する助成もなんですけども、やっぱりその社会資源としてそういう事業を行っている人の支援が必要というふうに思います。これがないと移動ができません。ま、という観点でですね、先ほど答弁いただいたように、総合的にですね判断をしていただいて、是非検討していただければと思います。
次の質問があるんですが、時間がなくなりましたのでこれで質問を終わりたいと思います。

【議長】
できませんか。
【岡野茂議員】
はい。では、市が実施をしている福祉車両貸出事業が、利用が広がっていないというふうに聞いております。この市が保有する車両をですね、介護タクシー等を運営をしている運送事業者へ貸し出すことも、貸し出すことでですね、有効活用ができないかというふうに考えますが、所見を伺います。
【八谷市長】
ご質問にお答えいたします。
本年7月から開始した福祉車両貸出事業は、10月末までの約4か月間に延べ16人の利用がありました。支援対象者の内訳は要介護認定者15人、身体障害者手帳所有者1人で、通院での利用が多い状況です。
議員ご質問の福祉車両を有償旅客運送事業を行う事業者に貸し出すことについては、現在の車両はリース契約により保有をしております。契約上、貸借権に制限があるため困難な状況でございます。なおこの事業は開始して間もないため、その効果を検証するには一定の期間が必要と考えております。今後も必要な方にご利用いただけるよう、周知方法の工夫などの取り組みを進めてまいります。

【岡野茂議員】
私は利用が広がらないのは、運転をしてもらう人の確保ができないということが要件だというふうに思います。是非この事業をですね、やっぱり使いやすい形で見直しをしていただければと思います。そういう点で、運転手が確保できるような、あるいはどっかの業者へ委託事業を考えるとかですね、新たな方法を検討していただいて、利用が広がるような制度設計にしていただければというふうに思

います。これで質問を終わります。
【議長】
この際、暫時休憩をいたします。再開は2時5分といたします。
[音声終了]